

令和5年9月27日

懲戒処分の公表

門真市職員の懲戒処分を行ったので、「門真市職員の懲戒処分等の指針」に基づき公表します。

記

処分年月日	令和5（2023）年9月27日
被処分者	総務部 係員 23歳
処分内容	減給10分の1 2か月
事案の概要	令和5年4月以降、通勤経路及び通勤方法として、バス及び電車通勤で届け出ているにもかかわらず、令和5年4月から同年8月までの5か月に亘り、頻繁にバスの区間に自転車を利用したり、バス及び電車を利用せず、自宅から市役所までを自動車通勤し、市役所駐車場に複数回駐車するなど、不正との認識がありながら届け出と異なる経路・方法で通勤を行い、通勤手当59,050円を不正受給していたことから、処分した。なお、不正受給額は、返還済みです。

※「被処分者」＝処分時点の所属、年齢等

以上